

# Warranty Now 動産総合保険 重要事項説明書

本紙は「Warranty Now 動産総合保険」の重要事項説明書です。ご加入に際しての同意は、この書面の受領確認を兼ねています。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入いただく際は **Warranty Now** アプリおよび本紙にてご説明しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご加入内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款および特約条項によって定まります。

普通保険約款および特約条項が必要な場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

ご不明な点は、代理店または弊社までお問い合わせください。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I 契約締結前におけるご確認事項

<商品の仕組み> **契約概要**

Warranty Now 動産総合保険（現物給付に関する特約条項付帯 動産総合保険契約）は、株式会社 Warranty Now が保険契約者となり、加入者に対して保険の対象に損害が生じた場合に修理または代品の交付を行う保険として、弊社と締結した保険契約です。本保険に加入できる方は、Warranty Now アプリユーザーに限ります。

本保険は、補償対象期間中に、プランごとに定められた補償事故により、保険の対象に損害が生じた場合に修理または代品の交付を行う保険です。保険金をお支払いする保険ではないのでご注意ください。なお、修理または代品の交付は、弊社が指定する修繕事業者を通じて行います。

<保険の対象> **契約概要**

本保険の加入者が所有する家電製品のうち、Warranty Now アプリにおいて登録し、保険加入申込を行ったものを保険の対象とします。なお、Warranty Now アプリにおいて登録

できない物は、保険の対象とすることができません。

#### <保険金額および保険価額> **契約概要**

保険の対象を登録した際に表示された保険の対象の評価額とし、この金額にて保険の対象の再調達価額として（注）を約定するものとします。

（注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

#### <補償対象期間> **契約概要** **注意喚起情報**

保険加入申込が完了した時刻の次の時分に始まり（この時分を「基準時刻」といいます。）、加入申込が完了した日の1か月後の応当日の基準時刻までの1か月間となります（「31日」など、1か月後の応当日がない場合は、その月の末日を応当日とします。）。

##### <例>

2017年10月31日14時11分25秒に保険加入申込が完了した場合

⇒補償期間は、2017年10月31日14時12分00秒から、2017年11月30日14時12分00秒までとなります。

以降、補償期間が満了となる前に、契約者および取扱代理店より **Warranty Now** 動産総合保険のご継続に関するご案内をいたします。補償期間が満了となるまでに解約または補償終了日の設定を行わなかった場合は、補償が自動で1か月間更新されます。ご継続を希望されない場合は、ご案内に従って、解約または補償終了日の設定をお願いいたします。

また、ご加入後、解約や補償終了日の設定は1日単位で行えます。解約を行った場合は、解約手続きが完了した時以降に初めて迎える基準時刻までが補償期間となります。補償終了日の設定を行った場合は、設定された日における基準時刻までが補償期間となります。

##### <解約の例>

2017年10月31日14時12分から補償期間が始まる場合で、2017年11月1日15時00分に解約した場合

⇒2017年11月2日14時12分までが補償期間となります。

##### <補償終了日設定の例>

2017年10月31日14時12分から補償期間が始まる場合で、2017年11月10日を補償終了日として設定した場合

⇒2017年11月10日14時12分までが補償期間となります。

<補償対象となる場合> **契約概要** **注意喚起情報**

ワイドプラン

- ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故
- ・破損、汚損、水濡れ等の不測かつ突発的な事故

ライトAプラン

- ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故

<ご注意>以下のような事故は、外来の事故に直接起因するため、補償の対象外です。

例1：保険の対象を落とした衝撃で、保険の対象が動作しなくなった場合

例2：落雷が発生し、保険の対象に過電流が生じて故障した場合

ライトBプラン

- ・破損、汚損、水濡れ等の不測かつ突発的な事故

<補償方法> **契約概要** **注意喚起情報**

補償期間中に、各プランで補償対象となる場合に該当する事故が発生し、保険の対象に損害が発生した場合には、以下に従って補償を提供します。

- 保険の対象が修理可能な場合：保険金額を限度として、修理を行います。
- 修理費が保険金額を上回る場合または修理不可能な場合：保険金額を限度として、保険の対象の代品を交付します。

<代品について> **契約概要** **注意喚起情報**

代品は、保険の対象と同等の製品の中古品とします。ただし、弊社が保険の対象と同等の製品の中古品を交付できない場合における代品は、保険の対象と同等の製品の新品とします。

<補償対象とならない場合> **契約概要** **注意喚起情報**

- ・補償期間外に発生した事故による損害
- ・日本国外で発生した事故による損害
- ・火災または破裂もしくは爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって保険の対象について生じた損害

- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。これらの事由によって他の事故が発生して生じた損害および他の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害。これらの事由によって他の事故が発生して生じた損害および他の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害。これらの事由によって他の事故が発生して生じた損害および他の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ・被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
- ・盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）によって生じた損害
- ・万引きによって生じた損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・自然の消耗または劣化による損害
- ・ボイラスケールによる損害
- ・保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他これらに類似の事由による損害
- ・ねずみ食いまたは虫食い等
- ・保険の対象のかしによって生じた損害
- ・保険の対象に加工を施した場合における加工着手後に生じた損害
- ・真空管、ブラウン管、電球その他これらに類似の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
- ・保険の対象の汚れ、擦傷、搔かき傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害。ただし、これらが他の損害と同時に発生した

場合は、この規定を適用しません。

・保険の対象の製造者、販売者（販売者に店舗を貸与する者を含みます。）または運送事業者（以下「製造者等」といいます。）の保証サービス規定（延長保証サービスを含みます。）

により、保険の対象の製造者等が保証を行うべき損害

ライト B プランのみ：不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故

#### <加入者に負担いただく費用> [契約概要](#) [注意喚起情報](#)

損害が発生していなかった場合や補償の対象とならない場合において、修理のための出張費や保険の対象の郵送費用については加入者の自己負担となります。

#### <保証料> [契約概要](#)

保証料は、保険の対象の種類および保険金額によって、24 時間あたりの保証料が定まります。補償期間中の日数（24 時間単位）×24 時間あたりの保証料により、補償期間中の保証料が定まります。なお保証料には、Warranty Now アプリのシステム利用料（24 時間あたり 9 円）が含まれています。

また、ユーザーごとの 1 か月あたりの最低保証料は 50 円となります。上記で算出した 1 か月あたりの保証料が 50 円に満たない場合は、満たない分についてシステム利用料として加算します。

#### <保証料の払込方法> [契約概要](#) [注意喚起情報](#)

毎月の保証料を月末締めで合算し、Warranty Now アプリに登録されているクレジットカードに請求させていただきます。

#### <満期返れい金・契約者配当金> [契約概要](#) [注意喚起情報](#)

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

#### <告知義務> [注意喚起情報](#)

下記の事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告

知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、補償を提供できないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

・保険の対象の型番

(Warranty Now アプリで登録する製品の型番が、保険の対象と同一であることをご確認の上で登録してください)

・Warranty Now アプリで撮影した動画が、以下を満たしたものであること。

(以下を満たした動画を送信してください)

「動画で撮影した製品が、被保険者の所有する保険の対象であること」「保険の対象が電源が入った状態で撮影されていること」「保険の対象の全体が撮影されていること」「保険の対象に破損がないことが分かるように撮影されていること」

<補償の重複に関するご注意> **注意喚起情報**

補償内容が同様の保険契約（特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複した場合は、本保険において保険の対象を修理することも、他の保険契約から保険金を受け取ることもできますが、いずれか一方のご契約からは補償されない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<類似する保険契約に関するご注意> **契約概要** **注意喚起情報**

Warranty Now 動産総合保険は、動産総合保険、火災保険、傷害保険の携行品特約等と補償が類似することがあります。また、Warranty Now 動産総合保険は、短期間だけ簡単に加入できる保険のため、これらの類似する保険よりも保証料が割高になることがあります。補償内容の差異や保険金額、保険料等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

<通知義務> **注意喚起情報**

ご加入後に、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・保険の対象を譲渡した場合
- ・保険の対象が滅失した場合

また、これらの事実が発生した場合は、申出日を以って保険契約が失効します（保険の対

象の譲渡または滅失を立証できる書類を提出いただいた場合は、その事実が発生した日を以って失効します。)

そのほか、通知義務の対象ではありませんが、加入者が住所や電話番号を変更した場合は、Warranty Now アプリにおいて登録情報を修正してください。

#### <解約される場合> **契約概要** **注意喚起情報**

ご加入後、解約は1日単位で行えます。解約を行った場合は、解約手続きが完了した時以降に初めて迎える基準時分までが補償期間となります。

#### <補償終了日を設定する場合> **契約概要** **注意喚起情報**

ご加入後、補償終了日の設定は1日単位で行えます。補償終了日の設定を行った場合は、設定された日における基準時分までが補償期間となります。

#### <事故が起こったとき（1）> **注意喚起情報**

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく Warranty Now アプリにて修理依頼機能によりご連絡ください。補償の請求にあたっては、Warranty Now アプリで修理依頼時にご申付いただく事項以外に、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・製造者または販売者による保証書
- ・事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・事故が発生した製品と保険の対象が同一であることを確認するための書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

補償の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### <事故が起こったとき（2）> **注意喚起情報**

事故が発生した保険の対象について、修理費が保険金額を上回る場合または修理不可能な場合で、代品を交付する場合は、代品の交付に関する請求をいただいた時点で補償期間が終了します。

また、本保険において弊社が修理または代品の交付ができない場合は、修理費または代品取得費用に相当する額を保険金としてお支払いすることがあります。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1. 個人情報の取扱い

保険契約者である株式会社 Warrantee は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供します。

引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

## **2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について**

(1) ご加入時に被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社をご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時に被保険者が修繕または代品の給付を不法に取得する目的をもっていた場合、ご加入は無効になります。

(3) 以下に該当する事由がある場合には、弊社をご加入を解除することができます。この場合には、修理または代品の交付について、一部提供できないことがありますので、ご注意ください。以下に該当する事由がある場合には、弊社をご加入を解除することができます。この場合には、全部または

- ・被保険者が弊社にこの保険契約に基づく修繕または代品の給付を行わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

- ・この保険契約に基づく補償の請求に関し被保険者に詐欺の行為があった場合 等

### **3. 保険会社破綻時の取扱い**

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。)) またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

\*保険契約者が個人等以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### **一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

**<お問い合わせ先・保険代理店>**

三井物産インシュアランス株式会社

営業戦略室 TEL : 03-5297-6262

FAX : 03-3252-2692

<引受保険会社>

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

情報産業部 ICT 室 TEL : 03-5223-3585

FAX : 03-3215-5648